

山口県報

平成26年
12月30日
(火曜日)

目 次

○告示

移動等の制限をする家畜等及び区域の指定（畜産振興課）

.....一



山口県告示第四百二十六号

鶏の高病原性鳥インフルエンザの蔓延^まを防止するため、家畜伝染病蔓延防止規則（昭和三十五年山口県規則第七十三号）第二条の規定により、当分の間の措置として、移動等の制限をする家畜等及び区域を次のとおり指定する。

平成二十六年十二月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 家畜等

鶏、あひる、七面鳥及びうずら並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品

二 区域

下関市及び長門市の区域（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部畜産振興課及び山口県西部家畜保健衛生所に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十六年十二月三十日印刷
平成二十六年十二月三十日發行

發行人所

山口県知事